

参考資料3

第2回森林づくりに関する税検討委員会 議事録

平成24年3月12日(月)

(事務局)

「三重県の財政状況について」説明

【青木委員】

これは希望ですが、この中から森林関係予算を年度別にどういう水準なのか、どういうふうになるかを示して欲しいです。

(事務局)

林業関係予算について、青木委員前回欠席されていますけれども、そのときの資料にあります
が、平成9年から比べると、半減しているという状況です。

【委員長】

当初予算の過程で、予算の中では福祉は伸びているようです。

(事務局)

福祉はですね、特に最近伸びておりますのが、介護の負担金とか、高齢者医療の負担金が伸びて
おりまして、唯一の支出の伸びはそう言ったものが伸びているので、全体として伸びている
という状況でございます。

【青木委員】

ありがとうございます。

【山口委員】

今回森林環境税が、他県が導入されている例からすると、税収入のカテゴリとしては法人二税
というところですよね。法人から取る、法人から税金を徴収する分というのは法人二税の方に
かかるてくる?法人県民税ですので、この統計上でいくと。

(事務局)

もし、仮に、法人住民税の均等割で徴収するということであれば、法人二税の中に入ってくることになりますし、法人二税ではない税で徴収することになれば、その他の税のカテゴリになります。

【山口委員】

他県の事例からすると、だいたい傾向があおりじゃないですか。また次回にご提出いただけたらなと思うんですが、たとえば他県の傾向を三重県に落とし込んでみた場合に、法人税ってどれくらい払っているのかといったら、法人税を払っている企業って一般的にだいたい半分くらいって言われるじゃないですか。たぶん企業数とかって出しにくい部分かもしれません、大体の割合とか、だいたい企業でいくと、均等割りだと、資本金別だったりしますよね。その場合に資本金別の企業数であったり、何か事例を元に三重県の場合に落とし込んだ場合に、あくまでも一例ということはもちろんですが、指標があると検討のたたき台にしやすいのかなと思います。

(事務局)

他県の場合、いろいろあるんですが、一番多いのが個人の部分です。それから法人の部分です。それを併せてということとして、今、委員さんがおっしゃったのが、法人の場合にということですね。個人であればどれくらいになるかという話。

【山口委員】

そうですね。

(事務局)

それも率ではなく均等割りですので。資本金に対していくらかというのが法人税ですし。個人の場合には500円から1,000円ということですね。ですからそれがこの税収のどれくらいの比率を占めるかというのがわかるようにして欲しいということです。

【委員長】

その他何か質問等ありますか？

それではこの件は引き続き次回も資料を用意してもらうということで、継続して進めたいと思います。

(事務局)

「災害に強い森林づくり等森林整備」について説明

【委員長】

ご質問等ありますか？では欠席の委員の方から質問事項等ありましたら？

(事務局)

これについて特にありません。

【委員長】

そうですか。どのような展開でも結構だと思いますが、何か？

【早川委員】

この森林所有者からの20年間の管理委託契約というのは県とされるんですか？森林組合とされるのですか？

(事務局)

林業事業体と森林所有者が市町村を交えて三者で環境林づくり協定を結びますが、二段階になっておりまして、施業については、森林所有者と林業事業体とで管理委託契約を結ぶことになっています。

【早川委員】

というと、所有者さんと連絡を取り合うのは市町村さんですか？

(事務局)

いえ、森林管理協議会というのがございまして、その中で話し合われています。

連絡はもともと施業するにあたっては、林業事業体と所有者の間に20年間の管理委託契約を結んでおりますので、それに応じて何ヵ年、5年だったら5年ピッチで、間伐であるとか、植栽していくとか、それはその協定じゃなくて、委託契約の中に含まれています。

【早川委員】

報道されている様に、今、もう山の所有者がわからないというのがありますよね。こういう協

定を結んでいきましょうと計画されている区域に、まず、所有者のわからない場合はどうするんですか？

(事務局)

それは元々、そういうところは提案しませんので、当事業では不在村地主等につきましては、今のところ考えていません。特に都市部の方にさきほど、申し上げたようにアンケートを7万5千通、不在村も含めて出しているところでございます。

【早川委員】

ありがとうございます。

【委員長】

最初の声かけと言いますか、所有者の方から手を挙げられるのか、事業体、森林施業を管理される方から30ha集める為に探してくるのかとかですね。そのあたりの実態を教えて下さい。

(事務局)

事業体の方が先ですね。青木委員にお願いします。

【青木委員】

すみません。前回ちょっと第一回の委員会を欠席させて頂いて申し分けなかったのですが、今、環境林の話をされていましたので、私も、森林組合で仕事を行っているので…。実際この環境林導入というのが、先ほど説明して頂いたように、ゾーニングという考え方に基づいて、生産林、環境林というふうに分けさせて頂いて区分した。それからその区分した中で、ここを環境林にしようという尾根近く、便の悪いところをまず注目させて頂いて、その所を環境林として整備させていただいておりますが、その中で、特に県は道から400m以上というのを1つの規定もありますが、なかなか今の所有者の方々にとっては、持ち出しをしてまで間伐しにくいという面もございます。こういう1つの手の遅れたところ、しかも不便なところを、環境林としていただいている。先ほど質問がありました、所有者の方からするのか、事業体の方からするのかということですが、計画は事業体が作ります。そしてまた所有者の方に承諾を得なければなりませんので、所有者のリストを作成し、そして公費で持ち出しも無しというのが、一番森林所有者の方が一番魅力なことで、なんとかそれで整備ができるかなというところで、大方の方が賛同いただいている。非常に複雑に不在村所有者、それから境界の不明確な山というのがあるのですが、その一帯を30ha以上の部分にまとめますので、個々の所有界というのは正直なところ置いておいて、施業だけ先に進めるという方法を取るところもあります。分かっているところは境界も設定してから実施するということで。できるだけその地域でかかりはじめたら、全ての方に賛同していただくようにしてからやらしていただいている。

【委員長】

ありがとうございます。それでは、事務局から「海岸防災林」についてよろしくお願ひします。

(事務局)

「海外防災林」について説明

【委員長】

それでは「防災林」について何かご質問等あれば。

ちょっと今日は時間の関係もありますので、資料を読んでおいていただくということで次回、検討を続けたいと思います。つづきまして、「林業・木材利用の課題」について、事務局お願いします。

(事務局)

「林業・木材利用の課題」について説明。

【委員長】

「林業と木材利用の課題」ということで説明して頂きましたけれど、何かご質問はありませんか?

【前田委員】

公共建物の木造化なのですが、テレビで2階以上の建物に関しては災害に対しての耐震性が今のところ検討されているということなのですが、三重県内では、学校の建物等に関して、2階以上必要なというはどうでしょうか?たくさんありますか?

(事務局)

この間、テレビでしていたのは3階建ての耐火ということなのですが、実際には建築基準法では、学校建築物については3階建ての建物は耐火構造にしなければならないということで、実質木では建てられないような状況になっています。ただ、海外では4階建て、5階建てのビルも木で建てているという事例もございまして、そういったようなこともございますので、やはり木を使っていくということが今後、CO₂の減少、環境にやさしい生活という点では必要であるということで、これはひとつの実験ということでやらせていただいているということで、建築基準法の関係で、木がなかなか使いにくいので、どうしたら木を安全に使いやすくできるかということを今検討してもらっている最中です。この間の燃焼実験につきましては、まだ予備実験の段階で、24年度、本年度には本格的ないろんな対策を講じて実験をするというふうに聞いておりまして、建築基準法が変更されると聞いております。

【前田委員】

耐火だけなのですか?耐震のほうは?

(事務局)

この間の実験は耐火ということで、耐震の方につきましては、昭和56年度以降の住宅につきましては、耐震の規格が新しくなっておりますし、それ以降はかなり厳しくなっておりますので、耐震構造につきましては、今のところ問題にはなっていないです。

【委員長】

はい。ありがとうございます。その他何かご質問。どうぞ。

【福田委員】

二点ほど、ご質問させて頂きます。まず、1つ今のご説明は生産林についての施業なんですね。林道はどんどんつくっていって作業がしやすいようにということなのですが、さきほど環境林のところで説明のあった、獣害というようなことを念頭に入れられた生態学的な環境保全的な視点も入れて、環境林を考えしていくというお話を思ったんですが、生産林については、例えば林道はどんどん整備していくということで、生産ということを第一義にしていると思う

のですが、生態学的な視点で何かご配慮を考えているかどうかということを1つお聞きしたいと思います。それから需要拡大のところで、いろいろな部分の販路が必要ということだったのですが、これは質問というよりは、こういった事例もあるというお話なのですが、災害の復旧の時に、東北の震災の時に、三重県内のある林家の方が、震災で避難してこられた人達に何か支援ができないかということで、間伐材で、パネルをつくられて支援をされたということを聞いています。いろんな用途があると思うのですが、災害復興住宅用の用材というのは、すぐには、やっぱり搬出できないところが、どのみち利用できないと思いますので、これから災害に対して全国的にそういう取り組みも必要になってくると思います。

平時より、間伐材の利用で災害に対する備えなども念頭においていた備蓄というか、そういった様な実際に経済的効果がどうのっていうことではないかもしれません、そういった考え方もあるかなというのは常々思っていたところなので、意見として、申し上げさせて頂きます。以上です。

【委員長】

はい。では人工林の生態系保全というところでいかがでしょうか？

(事務局)

道をつける時はたとえば河川からちょっと離して、どうしても土の道になりますから、降雨で流れ出るときに、そういう細かい微粒子が流れ込まないように道をつけるように配慮するというのを生態学という程ではないのですが、環境に配慮した道の付け方をしておりまますし、それから、昔は川沿いに道をつけて、川沿いに土砂が流れていくようにしていたんですが、今は尾根沿いにつけるなどして、そういう配慮をかなりするようになっています。獣害の話もあるんですが、生産林については、今、緑の循環を阻害しているのは増えすぎたシカとかですね、このような問題もございまして、やはり獣害対策というのも1つ余分な負担になったといったらおかしいですが、昔だったらそんなの気にしなくとも植えられましたし、よかったです、今はそういうのもしないとなかなか植林ができないとか、そういうことで対策じゃないのですが、かなりのネックになっています。それから復興住宅の備蓄という話ではないですが、復興住宅については、今回国の方で三次補正予算というのが組まれて、その予算の中では、間伐したら、1ha当たり 20m³ 間伐材を出しなさいという制度になっているというのは、来年度から24年度から26年度までの三ヵ年なのですが、そういう復興対策の予算が組まれていて、三重県でもかなりそういうふうな対策を打っていきたいと考えています。また、備蓄については、以前三重県にも仮設住宅、今回、宮城県に、三重県の間伐材の仮設住宅ご提案させて頂いて、一応、対象Bとまではいったのですが、実際はあまり建っていないですね。どうしても、間伐材の仮設住宅になると、災害については役割分担がいろいろ複雑で、そういう意味で、採択されなかったんですが、三重県でもどこか仮設住宅を備蓄するようなところをつくったらしいじゃないかということで、今回ああいう大きな災害がございましたので、我々としてはいろいろ検討していきたいなと考えたのですが…。そういうような話もないことはないということで、ご理解頂きたいと思います。

【委員長】

その他何かご質問ございますでしょうか？

それでは続きまして、「教育現場における森林環境教育の課題」ということなのですが、前回の意見で現場の声を聞きたいというご意見がありまして、大杉谷自然学校の大西校長に来ていただいているので、大西さんからおねがいしたいと思います。

(大西校長)

「教育現場における森林環境教育の課題」について説明。

【委員長】

それではこの件につきまして、何か質問等ありましたら？

では後でまとめて総合討論の時間でしたいと思いますので、続きまして、「里山の課題」について事務局からお願ひします。

(事務局)

「里山の課題」についての説明

【委員長】

どうもありがとうございました。それでは只今の件につきまして質問等ありましたらいかがでしょうか？

では「流木も含む海岸漂着物の状況」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

「流木も含む海岸漂着物の状況」について説明

【委員長】

はい。どうもありがとうございました。それでは、海岸漂着物につきまして、何か意見等ありましたら、お願ひします。

【青木委員】

ちょっとお聞きしたいのですが、三重県の海岸漂着物対策推進計画というのが、案で回ってきたのですが、私の方も、ワークショップ等で各地域で、漂着物の話しを色々聞かせていただいて、うちの方は鳥羽の方で参加させて頂いているんですが、これはまとめというのは23年度までですか？

(事務局)

実は昨日までパブリックコメントをしていまして、至急にとりまとめまして、来週中に協議会をさせて頂きまして、年内には公表、計画として公表させて頂くということで進めさせて頂いています。

【青木委員】

この中でいろいろこの各河川から流れ出る漂着物のいろんなペットボトルを紹介して、流れていく方向を。我々森林組合ですので、漁協さんの方へ行くと初めは大いにしかられてしかられて大変なのですが、今はある程度理解していただいて、やらせてもらっているわけなんですが、23年度でこの事業は終了するということですね？

(事務局)

計画の策定自体は23年度で終了なんですが、この計画を作つて終わりではなくて、この計画

に基づいていろいろな取り組みを進めて行くということで、これから本格的に取り組みの方を進めて行きたいと思います。

【青木委員】

せひとも、流れついた不明なゴミが航行を妨害するとか、いろいろ出されているみたいなので、これも大きな1つの課題かなと思いますので、宜しくお願ひしたいと思います。

(事務局)

引き続き森林組合連合会さんにもご協力頂くよう宜しくお願ひしたいと思います。

【委員長】

はい。どうもありがとうございました。その他どうでしょうか？

【岡井委員】

ゴミ処理は非常に大事だと思っています。実は、私も大雨のあった際に自分の所の200mくらい処理させてもらっているんです。それで環境という関係で、まずゴミを燃やすのは法律でどこまで許容できるのかどうなのか？南伊勢町の海岸は結構ゴミが多いんですね。結構、プラス製の漂着物、回収すれば庭園に使えそうのが結構あるんですね。それで、林業をしている方が自分達の環境をもう少しきれいに大切にするという観点で、海岸なんかも皆さんで漁業者と一緒に出会い作業してもらった方が、かなりゴミが減ると思うんですが、それをするには法的な縛りはないのでしょうか？

(事務局)

焼却という事に関しては、廃棄物処理法という法律がございます。その法律の中では、野焼き、焼却施設を用いない焼却というのは禁止されています。ただ例外というのもございまして、全くすべてがだめではないのですが、基本的には野焼きは法律上、禁止されています。本来、法的な位置づけの中では、漂着ゴミについては、海岸管理者に清掃義務が海岸漂着物処理推進法の中で位置づけられています。ただ先ほど、私も言いました通り、三重県の場合は国土整備部が海岸管理者になるんですが、処理については税金の中で処理をしなければならないという形になっていまして、やっぱり予算の範囲内でしかできない現状がございます。ですので、優先順位を付けて清掃を実施しておりますが、三重県の海岸は1,100キロもございますので、全ての海岸をきちんときれいに清掃できるかというと、決してそういう状況にはなっていません。ですので、NPOとか環境保護団体とか、いわゆる清掃活動されている団体さんのもとできれいにされているわけですが、それで回収していただいたゴミについては、ほとんどの場合、市町の焼却施設で受け入れて処理をして頂いている状況でございますので、野焼きというのは法律上は禁止されていますので、できればそういう形で市町の方も回収していただければなと思います。

【岡井委員】

最初に、県全体の一般会計、普通会計について、その概略について聞かせてもらったんですが、1つお聞きしたいのが企業会計ありますわね、例えば病院、志摩病院なんかの場合は、国の方で交付税措置がとられていると思います。それで県の場合ですと、今の県の病院体制の国からの交付税措置はどれくらいになるのか分かれば教えて下さい。

(事務局)

今手元に、すぐにいくらというデータはないのですが、高度な医療をするときに、どうしても民間の病院ですと不採算になる部分とかですね、精神病院なんかでも不採算になる病院とかで、一般会計から繰り出しをしているんです。その繰り出しに対して、国の交付税の方でみられておりまして、志摩病院なんかも地域の医療とか高度医療にかかる部分ですね、そういう過疎というか、過疎地というか、人数が少ないので、そういう病院を置かなければいけない地域を守る為に繰り出している部分はあるので、そこで一部交付税で対応している部分があります。すみません、今データできには今手元にないもので、必要があれば。

【委員長】

はい、どうもありがとうございます。ではこれまでのところで、全般的にご質問等ありましたら、お願いしたいとおもいますが、あるいは事前に事務局のほうで質問等いただいていましたら。欠席の委員の方から何かありましたか？

(事務局)

森林環境教育の関係でいくつか、ご意見頂きましたので、まずご紹介させて頂きます。清水委員の方からですね、前回委員会でもご発言あったかと思いますが、学校教育の中で、教科において森林に関する記述があるのですが、「そういったものをその場限りにせずに課題学習とか職業体験に連結して活かしていくことを強力に推進していくべきではないかと思う。」というような意見でありますとか「地域に即して、小中高一貫したプログラムを開発していく必要があるのではないか」とか、「子育て世代の大人にも一緒に学んでもらう。その世代は自治体や政治に関心が少ないので、子供と学校を通じて学ぶことが一番届きやすいのではないか」と。それと「大人が最も学ぶのは子供を通じてではないか」という意見です。それと同じく森林環境教育に関して、新海委員の方から、「特に森林環境教育というのは学びを重ねていく物である、ということで、それぞれ段階的に違うので、体系的なカリキュラムが重要であり、本来の森林環境教育にはこういったプロセスが必要である。そういったものは教育委員会や学校との連携がなければ実施が難しい」ということです。それと面白い意見といつたらあれなのですが、「政策形成の過程においてステークホルダーによる丁寧な合意形成プロセスが必要であり、そういった政策の説明等意見交換、利害対立する団体の調整などが必要である。ここをいかに丁寧にするかで、県民の意識が変わってくる」という意見があつて、「こういった過程が大人への森林環境教育になる」という意見がありました。他にもたくさんあるのですが、とりあえず時間がかかりますので、ここまで紹介させて頂きます。

【委員長】

はい。ありがとうございます。それではどうぞ。

【福田委員】

さきほども少し言わせてもらった生産林と環境林の件なのですが、やはり、今後ゾーニングということで、なかなか全体としてどう見るかということが不安になってきますので、ぜひ森林を全体としてどう守るかという視点から、連続したものとして考えて頂きたいというお願いです。それからもう一つ、環境林ということで、森林全体が再生することを促進していくために、

非常に制度的に見直しが必要であるというお話をされたと思うのですが、その辺に隠れた地権者や不明である地権者を掘り起こすにはどうしたらいいのかということですが、森を変えていくという、先ほどもお話にあったのですが、森を変えていくというような、そういう大きな意味での周知を全体に、今からでも県民全体に、また、日本全体にしていく必要があるのでないかなと思います。県民一人一人が森の緊急的な状態というのを非常に心配しているというのを、私は日頃からつぶさに感じておりますので、その辺でメリットがあれば、隠れた方達も、こういうふうにすれば良くなっていくのだということを感じられる様な施策をとっていただくということが、遠回りであるかもしれないのですが、まずもっと県民全体に理解を求めるような施策をお願いしたいと思います。以上です。

【委員長】

はい。どうもありがとうございます。その他のご意見どうですか？

【山口委員】

森林環境教育なのですが、お話を聞いていると、これってキャリア教育じゃないのかなという気がしたのですね。「教育CSR」という考え方方が言われていますが、学校側がキャリア教育をしないと言わざるを得ないとしても、地元の企業さんとの関わりがなくて、外で働いた事もないし、どこに連れて行ったらいいかわからない。企業側も特に学校との関わりもなくて、受け入れる機会もないということで、経済産業省さんの事業で教育コーディネーター事業というのがあって、それを結びつけていきましょうという事業が行われていたのですね。まさに森林環境教育というのは小学校、中学校、高校生とか大学生で職業選択をする時に、林業の事業者の方と関わりがあるかとか、知っているかどうか、選択肢の一つに入るかという観点で、すごく大きな意味を出していると思うんですよ。ですから、こういった教育をすることによって担い手不足を解消したり、もしくは、その方々も大人になって家を建てたり、もしくは木材を活用するような事業所に就くかもしれませんよね？ある意味では販路の開拓と言いましょうか？利用の促進というところにも関わってくるところかなと思いました。教育と企業と結びつけるということも一つそうなんですが、大人の環境教育という観点から、例えばもう既にあるかもしれません、間伐材を活用したビジネスプラン大会をしてみるとか、今、業種は何でもいいですよという広い観点でやっていますが、森林を活用したとか、間伐材を活用した何かビジネスを考えて下さいというふうにするとかですね、例えば三重県には三重大学がありますので、生物資源学部の学生さんに実際に林業体験をして頂いて、その後に何かしら、課題を提案したり、課題の解決策を提案したりとか、もしくは今課題となっている木材利用の促進ということであれば、こういうふうにしたら、木材利用は活性化されるのではないかということを、逆に学生の方から提案して頂くとか、もしくは例えば三重県の林業を産業観光と位置づけて観光客を引き連れてくるとか、何かもっと他のことと結びつけると、環境教育というカテゴリだけでなく幅広いところにも影響してくるのではないかと思います。以上です。

【委員長】

はい。どうも、ありがとうございます。その他ご意見等ありますか？

【小林委員】

前回、すみません、欠席して申し訳ありません。今日のお話を伺ってですね、最初、非常に三重県の財政状況は、減っているとか、県税収入が減っているとか、大変厳しい状況で、その一方で、森林づくりに関してそれだけ色んな事が必要なのでやっていきたいとか、ストーリーとしては、県民の皆さん、森林づくりに関する税の負担を求めて行きたいので検討して下さいということなんでしょうが、国でも参議院でも消費税の話も出ていますが、大筋は分かるんですが、その負担を求めるのであれば、その前にまずやることがあるでしょうというのが、県民の皆さん思われる事だと思います。この検討委員会で結論を出すのは、県民の皆さんからそういう声も出てくると。何をお話させて頂きたいかと言うと、今日資料を出して頂いた色々な取り組みが必要ということはわかるのですが、どれくらいお金がかかるのかということは、必ずしも今日は明かではなかったと思うんですね。ではどれくらいお金がかかるから、どれくらい負担がかかるから、どれくらい足りないから、協力を求めたいかと言えば、そこは見えない。そこは明らかにして頂く必要はあるのかと思います。それを考えた時に作業道の整備、林道等の整備ですね、林道の整備ということはあがっているのですが、林道についても、これまで何十年も營々と整備されてきたのですね。ところが、今周りを見てみると、きちんと周りが営林されているかというと、必ずしもそうではない。林道はあるのですが、走ってみると周りの森林は荒れ果ててしまっているというのはあるんですね。そんなに林道を山の奥の方まで作っていく必要があるのというところが。今まで作った林道が、費用対効果があれば、ちゃんと意味があったという検証をして頂かないと、本当にこれをさらに作る必要があるの?と。皆さんに納得いただけないということですね。それからさきほど、生産林と環境林のお話を頂いたのですが、環境林の話というのは言ってみれば、その森を持っている所有者さんからすると、全くご自分は負担をされないで、公費で環境林として整備をしていきますよと、所有はし続けるけれど、自分は一切手をかけませんよという、そんな虫のいい話だと思うんですね。そんなことが許されるのかといえば、たぶん森を持っている方はそれでいいと思われるかもしれません、そうでない方はあまり納得いかないのではないかと思うんですね。やはり、地主の方の応分の負担と言いますが、耕作放棄というのはそうだと思うのですが、森林については、自分でしんどい、林業を続けられないということであれば、場合によっては所有権を放棄して頂くということも含めて考えていかないと、森林づくりに税金が必要だよと言われても、大筋は分かってもやっぱり納得できないという県民の方が多いと思うので、その辺が分かる資料を今後ご用意頂けるとありがたいなと思っております。

【委員長】

はい。ありがとうございます。今のこれについては、また次回ということでよろしいでしょうか? そういう手順を踏んでいきたいと。委員会としても次は三回目になります。その時に、今日資料の5で出てきたような、ただ、税導入をどうするかという検討も進めていかなければならないといけないんですが、そのためには、こういう具体的な取り組みの事例ですね、これも小林さんから言わされたようにそのエンドレスで、どこまでするのかというようなことや、あるいはこれまでの導入の効果はどうなのかという点で、さらに検討が必要だと思うので、そのあたりを含めまして、また次回までに原案と言いますか、主な使途とか必要金額、また、それ

が県の予算に対してどのくらいの積算になるのかということも含めまして、資料を作成して頂き、次回議論できればと思います。ということでよろしいでしょうか？　はい。どうもありがとうございました。では、長時間になりましたが、以上で本日の事項に関しましては、議論を終了させて頂きたいと思います。それでは、次回の日程等について、事務局からお願ひします。

(事務局)

それでは次回の開催の関係でございますが、4月の25、26、27日で調整をさせて頂きたいと思いますので、また、後日日程調整等をさせて頂きたいと思いますので、宜しくお願ひします。それと、資料3に議事録をつけております。この委員会は公開ということなので了解を頂きましたが、こういった形で議事録をHP等でも公開しておりますので、了解頂きたいと思います。それと、こういった「みんなで支える森林づくりニュース」というのを、お手元に配布させて頂きましたが、この検討状況も含めて、みんなで支える森林づくりというのを広く県民の皆さんに知ってもらうということで、こういったものを、若い方達はインターネットとかフェイスブックとかで、情報を入手できますが、それ以外の方でなかなかインターネット等、馴染みがない方については、情報を入手する方法がないということで、こういったニュースを作りまして、配布していきたいと思います。そういう中で、今回裏に、前回の第一回森林づくりに関する税検討委員会を開催しました、というご案内だけさせて頂いているのですが、今後は、皆さんの意見等をこういったかたちで、ニュースに載せていくたいと思います。それで、議事録を全部載せる訳にはいきませんので、事務局の方で要約させて頂いて、委員長に承諾をいただきてこういった形でチラシに載せていくたいと思いますので、ご了解頂きたいと思います。それと最後に、意見紹介をする予定だったのですが、時間の関係もありまして、ご紹介できなかつたので、それについては委員の皆さんに送付なりメール等で配布させて頂いたいと思いますし、今後はあらかじめ、委員の皆様に了解頂いて、意見書については配布できるように準備させて頂きたいと思いますのでご了解頂きたいと思います。

(事務局)

それでは、閉会にあたりまして、辰巳環境森林部長から閉会の挨拶をさせて頂きたいと思います。

(部長)

一閉会の挨拶一